

平成30年度 第3回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成30年度第3回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成30年11月20日(火) 9時30分開会・12時30分閉会
開催場所	市役所南館8階中会議室
会 長	建山 和由
出席者	<p>[委 員]</p> <p>建山 和由、秋山 孝正、神吉 紀世子、藤里 純子、木村 正文 <以上学識経験者></p> <p>桂 睦子、朝田 充、岩本 守、大村 卓司、稲葉 通宣、山下 慶喜、 河本 光宏、辰見 登 <以上市議会推薦></p> <p>平田 義行、美濃部 慎子 <以上市民></p> <p>岡本 康夫、大上 眞明 <以上臨時委員> (以上、計17名)</p>
欠 席 者	澤木 昌典、鈴木 依子、大野 幾子、長井 順一
事務局	福岡市長、大塚副市長、河井副市長、 岸田都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、 砂金都市政策課参事、大下都市政策課長代理
議題(案件)	<p><市決定案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(茨木市決定)について ・ 北部大坂都市計画地区計画の決定(茨木市決定)について <p><報告案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木市立地適正化計画(案)について ・ 茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針(案)について
傍 聴 者	11名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただ今から平成30年度第3回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○事務局	本日の出席状況であるが、生産緑地地区に関する案件については臨時委員2名にも審議に加わっていただくこととなるため、委員総数21名のうち、本日の出席者は16名となっており、半数以上の出席をいただいている。生産緑地に関する案件が終了次第、臨時委員2名は退出される。残りの案件については委員総数19名で、出席者は14名となり、残りの案件に関しても半数以上の出席をいただいております。茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。また、美濃部委員からは遅参のご連絡を頂いている。澤木委員、鈴木委員、大野委員および長井委員から欠席のご連絡を頂いている。 また、本日は11名の方が傍聴されている。 (臨時委員の紹介) (資料の確認)
○事務局	それでは、茨木市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、以後、本審議会の運営を建山会長にお願いする。
○建山会長	本審議会の運営を務めさせていただくので、協力を賜りたい。 さて、本日は、市決定案件として、都市計画の変更案件が1件、決定案件が1件、本審議会に付議されている。また、意見聴取案件として、「茨木市立地適正化計画(案)」及び「茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針(案)」の2件である。 まず、議題105号「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について審議することとする。事務局より説明を求める。 (事務局説明) ※パワーポイントによる説明
○建山会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	面積要件緩和に伴う追加指定の取組みについては、成果が出たものと理

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○朝田委員	<p>解している。せっかく良い成果が出たので、取組み内容について詳細に説明をしていただきたい。</p> <p>また、追加指定の取組みについて、他市の状況を把握しておればお聞かせいただきたい。</p>
○福井課長	<p>取組みの経過に関しては、昨年の面積要件緩和に関する法改正を受け、市内部で検討を進めてきた。その上で、昨年11月の都市計画審議会で、面積要件を緩和する内容の条例を制定する方針を報告し、今年3月議会で条例制定に至った。その後、本取組みを周知するため、5月広報に掲載するとともに、市街化区域内農地の所有者全員を対象に、法改正及び条例の制定についての案内を郵送で送付し、周知を行ったところである。それを受け、7月一杯の間で追加指定の一斉受付を行った。また、農業委員会と連携し、7月9日に農地所有者に対して説明会を行った。</p> <p>他市の状況に関しては、北摂7市のうち、高槻市及び箕面市は、面積緩和の条例を制定し、本年度に追加指定に伴う都市計画変更を行うとのことである。また、摂津市、池田市及び豊中市は、今後条例を制定する予定とのことである。</p>
○桂委員	<p>農業委員会として、本案件に関する取組み方や、法改正に対する意見等があればお聞かせいただきたい。</p>
○大上委員	<p>7月9日に農地所有者に対して説明会を行ったところ、90名弱の方が参加された。その際、追加指定の受付が7月一杯であることに関して、検討期間が短いとの苦情を受けた。その際、大阪府農業会議の鈴木専務理事が農地所有者に対し、ひとまず追加指定の申し込みをするよう勧められたものである。</p> <p>また、農地所有者の中には大阪府北部地震で自宅等に被害を受け、その修理費用を賄うために生産緑地の買取申出を希望する方もいる。しかし、茨木市の場合、希望する農地のみを解除出来る制度は無く、買取申出をする場合は所有する農地が全て対象となる。そうすると、全ての土地に課税がかかり、当初の売却予定地のみではなく、その他の土地についても売却を余儀なくされることになりかねない。他市では一部分の買取申出を認めている場合もあることから、法律上不可能という訳ではないため、茨木市としても、将来的に一部分の買取申出が可能となるよう検討をしていただきたい。</p>
○福井課長	<p>本市としては、故障等の理由で生産緑地の買取申出がなされた場合、農地の営農自体が困難であるという考えのもと、一部の農地のみ買取申出を</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井課長	受理する対応はしていない。本件については法律上には明記されておらず、運用としている。ご指摘を踏まえ、他市の状況を把握すると共に、国や大阪府に見解を確認した上で、今後の運用について検討をさせていただく。
○山下委員	高齢化が進み、買取申出が増加していると思われる。買取申出の件数について、ここ2、3年の推移を教えてください。 また、生産緑地の行為制限が解除された後の土地利用について、具体的に教えてください。
○福井課長	買取申出の件数の推移については把握出来ていないが、今回の件数は5件であり、例年おおよそ同じような件数であると記憶している。 行為制限解除後の土地利用について、今回の場合で申し上げると、6地区のうち3地区は戸建住宅や共同住宅で開発協議が進められている。このように、近年は住宅開発系の土地利用が多い傾向にある。
○河本委員	行為制限解除後、土地利用に関する協議が行われているとのことであるが、買取申出に伴う手続きの流れとしては、その後の土地活用が円滑に行うことが出来るよう考慮されているか。
○福井課長	買取申出に伴う手続きについて、農地所有者からの買取申出を受け付けた後、1ヶ月以内に市は農地所有者に対して買取意向の有無について通知を行わなければならない。市が買取らない場合は、他の農業従事者がその農地を利用出来るかを、農業委員会やJAを通じて斡旋手続きを行う。斡旋不調の場合、買取申出を受け付けてから3ヶ月経過した時点で行為制限は解除される。住宅としての土地利用をする場合は、行為制限が解除された後に開発協議を行うという流れである。
○神吉委員	今回面積要件を引き下げることで、市内の生産緑地総数の1割近い筆数の追加申出があった。一方で、以前からの生産緑地がまもなく指定後30年を迎える中、農地所有者が営農を継続出来るようなサポート体制については全国的に議論されているところである。面積要件の引き下げが効果的であることが分かったため、これを機に都市農業のあり方を再考する機会を設けられたい。
○建山会長	他に意見や質問はないか。 (意見等無し)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	<p>それでは、議題105号については、都市計画の案の通り承認してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
○建山会長	<p>それでは、議題105号については、案の通り承認することとする。指摘を頂いた運用については、別途検討いただくものとする。</p>
○建山会長	<p>ここで、臨時委員である、岡本委員、大上委員は、生産緑地地区に関する案件が終了したため、ご退席される。</p> <p>(岡本委員及び大上委員退席)</p>
○建山会長	<p>次に、議題106号「北部大阪都市計画地区計画の決定」について審議することとする。事務局より説明を求める。</p> <p>(事務局説明) ※パワーポイントによる説明</p>
○建山会長	<p>事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。</p>
○大村委員	<p>地区計画そのものに関する意見ではないが、当地区に大規模な住宅地が開発されるにあたり、地区計画区域の東側及び北側の狭隘道路については拡幅等の安全対策を取られるのか。</p>
○福井課長	<p>東側の道路については、水路部分を暗渠にして道路幅を確保するよう指導を行っている。北側の道路については、開発者に対して特別な指導はしていない。</p>
○辰見委員	<p>開発の際に最も重要なのは、渋滞の緩和や歩道の確保等である。行政として地区計画を定めるにあたり、交通環境の整備に積極的に取り組んでいただきたい。</p>
○福井課長	<p>大規模な開発が行われる際、周辺状況の課題についてはこれまでも開発者と協議をおこなってきた。ご指摘を踏まえ、今後も地域改善に繋がるよう協議したい。</p>
○辰見委員	<p>開発が行われる際は、歩道を確保するように開発者に指導することが重要である。地域から要望が無いから検討しないということではなく、幅3</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○辰見委員	m以上の広い歩道を確保するように行政として取り組んでいただきたい。
○建山会長	他に意見や質問はないか。 (意見等無し)
○建山会長	それでは、議第106号については、都市計画の案のとおり承認してよろしいか。 (異議なし)
○建山会長	それでは、議第106号については、案のとおり承認することとする。指摘を頂いた意見については別途検討いただくものとする。
○建山会長	次に、意見聴取案件「茨木市立地適正化計画(案)」については、昨年度以降の審議会での議論を踏まえて修正を重ねてこられたものである。それでは事務局より説明を求める。 (事務局説明) ※資料による説明
○建山会長	事務局からの説明は以上である。本計画については、一定期間ごとに見直しを行うということによろしいか。
○福井課長	その通りである。
○建山会長	本計画(案)について、何か意見や質問はあるか。
○藤里委員	年月の表記について、表紙では「2018年11月」、冒頭の市長挨拶文では「平成31年(2019年)3月」、検討経過資料(P85-)では「平成30年…」となっており、統一されていない。来年は元号が変わることもあり、今後の見直しの際の混乱を防ぐため、年月の表記は統一される方が良いのではないか。 また、委員名簿(P88-89)について、氏名間のスペースのサイズが異なっている。
○福井課長	年月の表記については、基本的には西暦のみ記載する方向で統一し、和暦も併記したほうが分かりやすい場合は併記するようにする。 委員名簿の件は、ご指摘を踏まえて対応する。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○平田委員	公共交通について、現状も一定課題がある旨を本文中に追記いただいたところかと思うので、冒頭の市長挨拶文における「公共交通ネットワークも概ね構築」という表現も改めるべきではないか。
○福井課長	本文 P26 の「公共交通のカバー状況」の項目に記載している通り、鉄道駅とバス停のカバー状況は市域を概ね網羅している。公共交通に関して現状でも一定の課題がある旨を本文中に記載したが、「概ね網羅している」という基本的な認識のもとで市長挨拶文を記載している。
○福岡市長	課題はあるものの、他市比較という観点からみると、「網羅」という表現を使ってもよいのではないかと考えている。
○平田委員	一般市民の感覚として、バスの本数が少ないなど様々な課題があるのが実態である。「概ね網羅している」と記載している市長挨拶文だけを読むと、そうした課題認識がうかがわれない。「一定の課題はあるものの」という枕詞を付けるなど、検討していただきたい。
○河本委員	市民感覚を踏まえ、本計画を読んで市の将来に希望が持てるような書き方をしてほしい。
○建山会長	市長挨拶文については、本計画についての市長の意見を伝える重要な部分であるため、市民感覚を踏まえたものにしていただきたい。
○福岡市長	再精査する。
○辰見委員	誘導施設の設定等を通じて中心市街地の活性化を図ることが謳われているが、企業誘致や施設建設の観点からも、中心市街地の高度地区を撤廃するなどの方策もありうるのではないかと思う。
○稲葉委員	医療施設に関しては、そこまでのアクセスとしての公共交通の維持や、移動困難者に対する支援が重要であり、そうした点が計画に盛り込まれていることは評価できると思う。そこで、例えば取組 13 「移動困難者支援」の具体例で検討されていることはあるか。
○岸田部長	公共交通の維持やデマンドタクシー、自動運転などの新技術も含めて、今後多角的に検討していくことになるかと考えている。
○稲葉委員	特にバス網の維持については、市からもバス事業者に働きかけをお願い

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○稲葉委員	したい。
○桂委員	本計画は、都市計画マスタープランのように夢を語るという側面に加え、届出制度という規制を新たにかけるという側面もある。届出制度については P64-65 にはその記載があるが、規制をかけるものであるという計画の位置付け自体についての周知は力を入れていくべきである。特に不動産業界などの利害関係者への周知についてはどう考えているか。
○福井次長	本計画は来年 4 月から運用開始するため、それまでの 3 ヶ月間で周知を行っていく。届出制度の内容を中心として分かりやすい概要版を作成したい。そして概要版を市のホームページに掲載することはもちろんのこと、不動産業界とは相談しながら、適切な周知を行っていきたい。
○桂委員	特に周知を図るべき利害関係者として、他にはどこがあるだろうか。
○木村委員	本計画では現状の居住地域は守るという方向性になっているため、不動産業界への周知を適切に行えば、一定対応は出来ていると言えるのではないか。
○神吉委員	用途地域的には住宅が立地可能な「彩都東部地区」を居住誘導区域から外している点はポイントである。大阪府とは密に連携を図っておくべきと思う。
○福井課長	彩都のまちづくりについては、今後も大阪府と連携していく考えである。
○稲葉委員	医療施設に関しては、人口カバー率が高く出ているものの、例えば北部地域の丘陵部では数が少なくなっている。居住誘導区域として維持していく前提として、特に丘陵部の医療施設等についても重点的に取り組まれていくことを願います。
○建山会長	他に意見や質問はないか。 (意見等無し)
○建山会長	それでは、ご指摘を踏まえて内容修正をしていただくことを前提として、意見聴取案件「茨木市立地適正化計画(案)」について、「本計画(案)は妥当である」とすることとしてよろしいか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(異議なし)
○建山会長	それでは、意見聴取案件「茨木市立地適正化計画(案)」については、「妥当である」とする。
	(10分間休憩)
○建山会長	次に、意見聴取案件「茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針(案)」について、事務局より説明を求める。
	(事務局説明) ※資料による説明
○建山会長	事務局からの説明は以上である。本方針(案)について、何か意見や質問はあるか。
○河本委員	P1の「目的と定義」の項目中、「制限の強化」について具体的な内容を教えていただきたい。また「確認事項の明確化」について、以降のページでどの部分に該当するのか。
○福井課長	「制限の強化」については、地区計画等の都市計画制度を活用すれば、実質的に超高層建築物の立地が可能であったが、今回の方針でエリアを限定しているという趣旨である。「確認事項の明確化」については、P19-20に記載している確認項目を指している。
○河本委員	超高層建築物の高さの定義について、方針における超高層建築物の高さは43mを超えるものとなっているが、P21の一般定義では60mとなっている。その差をどう考えているか。今後、駅前等で建替えが進む中、43mの高さ制限をかける妥当性についてお聞かせいただきたい。
○大塚副市長	「43mを超えるもの」としているのは、高度地区における最も高い制限を前提としており、それを超える場合の高さとなる建築物を本方針の対象としている。
○河本委員	そのように、一般定義についての表現を修正いただきたい。 また、高さの定義については、老朽化したマンションの建替え等、既存建築物の建替えにおいて、43mを少し超える高さになる可能性も考えられるため、余地を残した記載をしておく方が良いのではないかと。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○大塚副市長	高度地区の規定で、既存不適格である建築物の建替えは、現状の高さまでは特例許可を受けられるものとしており、一定の緩和措置は設けている。その他個別の事業において、高さの緩和が必要となる案件については随時協議していく。
○河本委員	緩和措置についても記載するほうが分かりやすいと思うので、修正をお願いする。
○福井課長	建替えの際の取扱いについては、文言を追記するなどの、対応を検討する。
○河本委員	P10の「高度地区の設定経過」の項目中、事業者へのインセンティブという表現について、事業者のみではなく、施主も含まれているなど、もう少し分かりやすく説明した方が良いのでは。
○福井課長	インセンティブについては、事業者のみではなく、施主も含まれていると認識しているため、文言を追記するなどの対応を検討する。
○藤里委員	都市計画マスタープランの抜粋が掲載されているが、該当箇所のみ掲載されているので、本編の一部を参考資料に掲載するなど、全体を通して分かりやすい資料構成としてほしい。
○福井課長	全体を通して分かりやすい資料になるよう修正する。
○山下委員	超高層建築物の耐用年数について、何らかの基準はあるのか。
○岸田部長	明確な基準が無いため、回答は難しいが、ある開発事業者によると、維持管理を適切に行った場合100年の耐久年数を想定していると聞いている。
○山下委員	長周期地震動への対応について、どのように考えているか。
○福井課長	耐震性に関する国の基準は、長周期地震動を踏まえた最新の研究データに基づく厳しいものになっている。今後個別案件が出てきた際は、国の基準に合致した耐震性の高い建築物とするよう協議していく。
○山下委員	パブリックコメントについて、反対を含めた否定的な意見が多いように感じるが、市はどのように捉えているか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井課長	多様な都市機能を集積した拠点性を図る建物は、駅前の賑わいや活性化のためにも必要であると考え。ただし、今後の人口減少や高齢化を踏まえ、立地出来る区域は限定する方針である。また、施設計画や施設の維持管理については、長期的な持続可能性のあるものに限定していくものとする。
○山下委員	タワーマンションありきではなく、パブリックコメントで出された意見について、丁寧な対応が必要ではないか。
○岸田部長	パブリックコメントに関しては、住環境や災害の面から否定的なご意見をいただいた。どうしても反対者からの意見が多くなってしまう傾向にあるが、このようなご意見について検討した結果を報告させていただくものである。タワーマンションありきではなく、個別案件において公共公益性や持続可能性等を判断した上で検討していく。
○平田委員	J R 総持寺駅前のタワー化について、近隣住民からタワーマンション建設の話が聞かれるなど、タワーマンションありきの印象を受ける。総持寺地域は無機質な街という印象で、住民の受け入れ態勢が整っていないのではないかと感じている。
○建山会長	今回の案件は、茨木市としての方針を決めるものであるので、ご指摘の内容については、個別の案件が出た際に議論すべきではないかと考える。
○大塚副市長	タワーマンションを建てるために本方針を作るわけではない。現状は、地区計画を策定すればどこでもタワーマンションを建てられるが、本方針によって立地を限定するものである。さらに、公共公益性として地域への貢献や住民意見を反映することを事業者に対して求めていくものであり、ありきではない。妥当かどうかを判断するための方針であり、事業者にとっては厳しい基準になる。
○木村委員	<p>阪急茨木市駅と J R 茨木駅については現状の特例許可があるが、本方針によってさらに厳しい基準を定めるものと理解する。</p> <p>J R 総持寺駅前のタワー化について、反対の声があるのは理解するが、駅前のタワー化は、駅前広場の拡張による交通機能の改善や保育所等需要の高い施設の誘致など、まちの魅力向上に繋がるのが期待できる。個人的には制限が厳しすぎるのではないかと思う。</p>
○朝田委員	高さ制限は例外無しで制限すべき。茨木市として超高層建築物は認める

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○朝田委員	<p>べきではない。パブリックコメントでも反対意見が多数であった。現状は、地区計画を策定すればどこでもタワーマンションを建てられるとのことだが、地区計画を策定するのは市であり、市として超高層建築物を容認しなければ、そもそもそのような地区計画は出来ない。対象エリアを限定することであるが、タワーマンションはどこにでも建てれるものではなく、大抵が駅前等で事業として成り立つところではないのか。都市計画は事業者ではなく、住民のものであるという趣旨のもと、方針には断固反対である。JR総持寺の件についても、業者のためという印象しかない。</p> <p>長周期地震動について、パブリックコメントの回答では答えになっていない。国の基準を守っていれば大丈夫というのは、市として無責任ではないか。タワーマンションに住む人の話を聞いたところ、「こんな場所にはもう住めない」とのことである。建物は無事であっても、中の人間はどうなのか。市で独自に研究しても良いくらいである。</p> <p>パブリックコメントの意見について、空き室化、スラム化への懸念に関する記載があったが、今のマンションの管理でさえ問題が生じており、長期的にはやっかいものになってしまうのは間違いない。</p> <p>JR茨木・阪急茨木市駅の再々開発について、国の補助制度があるとは言え、民間ビルに税金が投入されるのは間違いない。</p> <p>前回の議事録において、「個人的に反対」となっていたが、前回から「断固反対」の立場であり、超高層を容認すべきではない。</p>
○大塚副市長	<p>都市再生特別措置法や都市計画法の提案制度で、民間事業者から都市計画提案が出来るようになっており、現状の都市計画マスタープランの内容上、拠点性を高めるという観点からタワーマンションは否定出来ないことが前提である。その上で、具体的な計画が出てきた際、P19-20に記載する項目に適合している計画であるかを市が判断するため、この方針を定めるものである。</p> <p>維持管理については、共同住宅全般に言えることであるので、まずタワーマンションについて長期修繕計画等の持続可能性について市が確認し、建設後の管理状況について市が定期的に報告を受けるという考え方を導入し、今後この方針をきっかけに市内の共同住宅を対象に検討していければと考える。</p> <p>構造については、国の基準を満たすものとなる。建築基準法で求められる単体規定以上のものを求めることは出来ない。</p> <p>国の補助金については、個別案件の内容に応じて必要なものは要求していく。</p>
○朝田委員	<p>茨木市として、超高層は容認すべきではない。高さ制限の骨抜き以外の</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○朝田委員	何物でもない。
○神吉委員	<p>高度地区の適用除外について、従来より都市計画審議会の議を経て除外するという過程が必要であった。今回、本方針において確認事項が示されたことを受け、より突っ込んだ内容となったと理解している。今後具体的な計画が出てきた際は、都市計画審議会の場で計画が妥当であるかの判断を迫られることになる。そのためにも、P19-20 に挙げられている確認事項についてどのように担保を取るか検討が必要である。</p> <p>また、P21 の手続きフローにおける事業者との協議が重要であり、確認項目の達成度、実現性について、事業者との協定を結ぶなど、担保するための工夫や根拠となるものが必要ではないか。都市計画審議会でも却下する必要が生じる場合も想定され、妥当性をどう審査するかが求められる。</p>
○大塚副市長	<p>どういふ方法で確認するか検討が必要である。出来る限り協議過程を公開していくことも必要と考えている。</p>
○河本委員	<p>確認項目について、早めに議論していくことも重要である。そのためには妥当性を判断するための材料を早めに出していくことも必要である。</p>
○建山会長	<p>他に意見や質問はないか。</p> <p>(意見等無し)</p>
○建山会長	<p>本日は様々な意見をいただいた。大きく分けて「43mを超える建物については認めるべきではない」及び「立地を限定した上で、駅前広場等の環境改善のメリットを引き出すなど、一定要件を満たした建物については認めてもよい」というスタンスであったが、その2つを採決にかけることとしてよろしいか。</p>
○朝田委員	<p>本案件は意見聴取案件であり、本審議会で採決する必要はないのではないか。</p>
○建山会長	<p>今後、具体的な計画が出てきた際、都市計画審議会で計画の妥当性を判断することになる。その際、本方針を運用するかを決めるには、本審議会で採決する必要があると考える。</p>
○朝田委員	<p>本方針を決定するのは茨木市であるので、2つの意見が出たという結果のみで構わないのではないか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○桂委員	採決によって、反対と賛成の比率が出る。その結果を含めて茨木市に本審議会の姿勢を示す必要がある。
○建山会長	それでは、本日出た意見を踏まえて修正をすることを条件に、採決にかけることとしてよろしいか。 (異議無し)
○建山会長	本方針(案)について、妥当であるとする方は挙手をお願いします。 (妥当：朝田委員以外 13 名)※秋山委員は途中退席のため不在
○建山会長	それでは、意見聴取案件「茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針(案)」について、「本方針(案)は妥当である」とする。
○建山会長	その他、事務局から連絡事項があればお願いします。
○事務局	次回の都市計画審議会は平成 31 月 1 月 28 日(月)午後 1 時から 4 時の開催を予定している。詳細に関しては、追ってご連絡申し上げます。 事務局からは以上である。 (12 時 30 分閉会)